

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「迅速な意思決定」を基本方針に、合理的かつ迅速な業務執行を行うとともに、内部統制システム及びリスク管理体制を充実し、かつ法令遵守を徹底した透明性の高い経営を目指すことが重要と考えており、取締役会・監査役会等による経営の継続監視を実施しております。また、株主への利益還元を充実させるとともに、株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係を維持していくことが、企業の発展に繋がり、かつ上場会社としての使命であると考えております。

当社では、監査役による監査機能と取締役間の職務執行監視機能が十分に発揮され得ること等の理由から監査役設置会社の形態を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 壽一	717,489	4.62
吉田 弘明	575,000	3.71
A-1投資事業有限責任組合	575,000	3.71
日本証券金融株式会社	293,300	1.89
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	201,300	1.30
全 俊沢	179,372	1.16
藤原 勝	170,900	1.10
田賀 健太郎	144,400	0.93
株式会社ヴェューズ	123,000	0.79
LT GAME LIMITED	103,139	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- 平成29年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 - A-1投資事業有限責任組合より、平成30年1月22日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書において、平成30年1月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。当社としては平成29年12月31日現在における株主名簿に基づき記載しているため、上記【大株主の状況】には含めておりません。
- なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 所有株式数割合
A-1投資事業有限責任組合 1,825,000株(10.88%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 12 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

————

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

————

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 5 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金 弘智	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金 弘智		――	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、その経験を当社のコンプライアンス経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査体制・監査計画ならびに適宜監査結果の報告を受けるとともに、相互に情報・意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。さらに、定期的に三者報告会(会計監査人、監査役、内部監査人)を実施し、忌憚のない意見交換を行なっております。

また、当社は、内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置し、独立した立場から各部門業務の適正性・効率性等について内部監査を行っております。監査役は、必要に応じ内部監査室の監査に立会い、内部監査人は監査役会に常時出席し、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努めております。なお、監査役と内部監査人は、相互補完を目的として、年間の監査計画、監査方針については年1回、また、監査役が内部監査室の内部監査に立会う場合にはその都度事前に監査方法、監査テーマ、重要課題等や監査の分担等について協議し、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査の充実に努めております。また、監査実施後には、内部監査人から内部監査報告書の記載内容の説明を受け、監査役監査における監査所見を述べ、相互に意見交換しコンセンサスをとっております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)														
氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
櫻井紀昌	税理士													
中里直記	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井紀昌	○	――	税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため また、会社と利害関係のない独立した有識者であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております
中里直記		――	公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役、監査役の企業価値向上へのコミットメントを高めるため、取締役及び監査役に対して報酬としての有償ストック・オプションを付与しております。

平成29年12月末時点の取締役及び監査役の保有状況は以下のとおりとなります。

- 平成27年5月1日付与
新株予約権の状況 4,400個
目的となる株式の数 440,000株
保有者数 取締役 3名
- 平成28年5月2日付与
新株予約権の状況 取締役 14,036個、監査役 100個
目的となる株式の数 取締役 1,403,600株、監査役 10,000株
保有者数 取締役 4名、監査役 1名
- 平成28年12月26日付与
新株予約権の状況 取締役 7,087個、監査役 300個
目的となる株式の数 取締役 708,700株、監査役 30,000株
保有者数 取締役 4名、監査役 1名

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の企業価値向上へのコミットメントを高めるため、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して報酬としての有償ストック・オプションを付与しております。

平成29年12月末時点の当社及び当社子会社の役職員の保有状況は以下のとおりとなります。

平成27年5月1日付与

新株予約権の状況	4,400個
目的となる株式の数	440,000株
保有者数	当社取締役 3名
平成28年5月2日付与	
新株予約権の状況	15,293個
目的となる株式の数	1,529,300株
保有者数	当社取締役 4名、当社監査役 1名、当社グループ取締役 1名、当社及び当社グループ従業員24名

取締役の保有者数が増加しているのは、当社従業員の際に付与した者が取締役に就任したことによります。
平成29年6月30日付で株式会社ビー・エイチの全株式を譲渡したことに伴い、同社取締役及び従業員に対して付与した12,000個を当社代表取締役が譲り受けております。
権利行使により当社及び当社グループ従業員の保有者数が減少しております。

平成28年8月1日付与	
新株予約権の状況	13,000個
目的となる株式の数	1,300,000株
保有者数	当社グループ取締役 2名、当社グループ従業員 5名

平成28年12月26日付与	
新株予約権の状況	10,000個
目的となる株式の数	1,000,000株
保有者数	当社取締役 4名、当社監査役 1名、当社及び当社グループ従業員 18名

取締役の保有者数が増加しているのは、当社従業員の際に付与した者が取締役に就任したことによります。
平成29年6月30日付で株式会社ビー・エイチの全株式を譲渡したことに伴い、同社取締役及び従業員に対して付与した1,400個を当社代表取締役が譲り受けております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	変更
--------------	----

全取締役の総額及びその内数として社外取締役の総額を開示しております。また、監査役報酬につきましても、全監査役の総額及びその内数として社外監査役の総額を開示しております。
平成29年1月1日から平成29年12月31日までに、取締役に支払った報酬の額は、84,300千円であり、監査役に支払った報酬の額は、7,200千円（うち、社外監査役2,400千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従の担当セクションは設置しておりませんが、社外取締役に對しては管理本部が、社外監査役を含めた監査役会全般については、内部監査部門である内部監査室がサポートしております。社外取締役は定例取締役会及び臨時取締役会の開催に際し、月次決算資料やその他経営資料を電子的閲覧するなど、経営情報の伝達を迅速に行っております。社外監査役は定期的に開催する監査役会、原則各々年2回開催する代表取締役との業務ヒアリングに常時出席し、他の監査役と情報を共有するとともに、監査環境の整備や取締役との意思疎通に努めております。また、定例取締役会の開催に際し、社外監査役へ月次決算資料やその他経営資料を電子的閲覧するなど、経営情報の伝達を迅速に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

各取締役は、それぞれ担当部門の責任者として業務執行を牽引・統括するとともに、他の取締役の職務執行の状況を相互に監視・監督しております。また、弁護士である社外取締役1名を選任し、その経験・見識に基づいた視点から、経営の意思決定を監視する体制としております。一部監査役は、それぞれ財務・会計に関する相当程度の知見を有する者であるとともに、内部監査部門と相互補充を目的として連携し、監査業務の充実を図っております。また、会社と利害関係のない独立した有識者を社外監査役として選任し、監督機能を強化しております。取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が業績等を勘案して決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。
具体的な業務執行体制は以下のとおりです。
〔取締役会〕
取締役会は、原則月1回の定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。
〔監査役会〕
監査役は、監査役会で定めた監査方針・業務分担に従い、会計監査・業務監査を実施しております。監査役会は、原則月1回開催し、さらに、監査役は、取締役会に常時出席するとともに、取締役等からの業務報告、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役の業務執行について監視しております。
〔経営戦略会議〕
経営戦略会議は、グループ各社の業務を執行する取締役や部門長等で構成されており、必要に応じ適宜開催しております。業務執行状況の報告及び取締役会に付議する事項を含む重要案件について審議決定を行っております。
〔コンプライアンス委員会〕
当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、経営の健全性を高めるための内部管理体制の整備、維持及び行動規範を浸透させるための啓蒙、教育、監督を行っております。
〔リスク管理委員会〕
当社は、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出しを行い、リスク発生に対する未然防止策を検討し、リスク発生時に迅速かつ的確な対応策を協議することにより、再発を防止し企業価値を保全する体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、小規模な企業体であり、かつ監査役による監査機能と取締役間の職務執行監視機能が十分に発揮できていることから、監督機能等を強化する組織の設置はしておらず、現状の監査役設置会社の体制を選択しております。また、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため、社外監査役を選任しております。

なお、社外取締役の役割・機能については、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご参照ください。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

その他

株主総会招集通知を発送日前にTDnetによる開示及び当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

ホームページにおいて、決算情報やその他各種適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、財務・業績ハイライト、経営方針、中期経営計画などのIR情報を掲載しております。

IRに関する部署（担当者）の設置

IR担当部署として管理本部経営企画担当を置いており、代表取締役及び情報取扱責任者と連携をとりながらIR活動を進めております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針)】

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業倫理・法令遵守を推進・徹底するため、当社グループの役職員が遵守すべき具体的行動基準として「ビクセルカンパニーズグループ役職員行動規範」を制定する。また、法令等遵守体制の整備・強化等を図るため、各種コンプライアンス教育を継続的に実施するものとする。
(2) 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
(3) 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規定に従いその運用を行うものとする。
(4) 役職員に内部通報制度の存在を十分周知させるとともに、社外の弁護士を窓口として加えることで通報者の匿名性を確保し、内部通報制度の実効性を高めるものとする。
 2. 当社グループの取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる文書その他の情報については、社内規定(「文書管理規定」、「情報管理規定」)に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) グループ全体の総合的なリスクを把握・認識し、適切なリスク対応を行うため「リスク管理規定」を定め、リスク管理体制を強化する。
(2) 代表取締役を委員長とし、各部門の責任者で構成するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、リスクの未然防止策、リスク発生時の対応策を決定する。
 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社取締役会は、毎月1回開催することとし、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の相互監視を目的として各取締役が業務執行の状況を報告するものとする。
(2) 当社取締役の職務分担、業務執行に係る権限ならびに指揮・報告系統については、社内規定(「組織規定」、「職務分掌・権限規定」)に基づき適正かつ効率的に行うものとする。
(3) 取締役会の決議にて決定される年度予算に基づき、各取締役は、それぞれの担当部門に関する部門予算の実行状況ならびに施策の実施状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役を兼務する取締役は、当該子会社の業務の適正性を確保する責任を負うものとする。
(2) 子会社管理の担当部門(主に管理部門)は、社内規定(「関係会社管理規定」)に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査室は、監査役求めまたは指示により、適宜、監査役の職務遂行の補助を行うものとする。
 7. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
内部監査部門の人事異動については、当社の取締役と監査役が意見交換を行う。
 8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告するものとする。
(2) 内部監査室は、監査役会に常時出席し、内部監査の結果を報告するものとする。
(3) 監査役会は、定期的または不定期に取締役および幹部社員との業務ヒアリングを開催し、内部統制システムの構築状況及び運用状況について報告を求めることができる。
 9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護することとする。
 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。
 11. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営方針、経営上の重要課題ならびに監査環境の整備に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
(2) 監査役は、内部監査室と常に連携を図り、また会計監査人と定期的にミーティングを行い、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率かつ効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制システム構築の基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内規定の再構築や業務プロセスの見直しを行い、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。
- 【内部統制システムの整備の状況】
1. コンプライアンス体制
代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、経営の健全性を高めるための内部管理体制の整備、維持及び行動規範を浸透させるための啓蒙、教育、監督を行っております。また、内部統制システムに関する基本方針にて、各取締役がそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任者たることを明示し、管理を徹底しております。また、コンプライアンス経営の一環として、法令違反行為に対する従業員等からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入しております。役職員にその存在を十分周知させるとともに、社外の弁護士を窓口として加えることで通報者の匿名性を確保し、内部通報制度の実効性を高め、不正行為の早期発見と是正に努めております。
 2. リスク管理体制
リスク管理体制を強化し適切なリスク対応を行うため、リスク管理委員会を設置しております。また、内部監査室が各部門のリスクマネジメントの検証に重点をおいた監査を実施しております。
 3. 情報管理体制
取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に従い適切に保存・管理しております。また、当社グループは、取引先情報や個人情報等の多岐にわたる機密情報を有しており、これらの情報の取扱いについて、情報管理体制を整備し、社内規定に基づくルールの運用を徹底するとともに、従業員に対する情報管理教育や情報セキュリティ強化を推進しております。
 4. 子会社の業務の適正を確保するための体制
内部統制システムに関する基本方針にて、子会社の取締役を兼務する取締役が当該子会社の業務の適正性を確保する責任者たることを明示するとともに、社内規定に基づき必要な管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは、一切の関係をもち、不当要求事案等発生の場合についても顧問弁護士と連携のうえ、毅然とした態度で対応します。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理本部総務担当を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。
ロ. 外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しております。
ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
顧問弁護士を通じて、反社会勢力に関する情報の収集・管理を行っております。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として加盟し、暴力団排除活動の推進のための情報を収集しております。

